

許可番号 03101030460

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区東葛西三丁目17番41号  
氏名 三洋商事株式会社  
代表取締役 河原林 令典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和3年7月14日  
許可の有効年月日 令和8年7月13日

1. 事業の範囲  
別紙のとおり

転写無効

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和3年6月28日 更新許可（先行許可証の提出：無）  
令和5年3月22日 変更許可（品目の追加（汚泥、ゴムくず））

5. 積替え許可の有無  
鳥取市 有  無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有  無

転写無効

別紙

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	—
(2)	廃油	—
(3)	廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）	—
(4)	紙くず	—
(5)	木くず	—
(6)	繊維くず	—
(7)	ゴムくず	—
(8)	金属くず（自動車等破碎物を除く。）	—
(9)	ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）	—
(10)	がれき類	—

- ・以上10品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
- ・(1)、(3)、(9)及び(10)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- ・(1)、(3)、(8)及び(9)にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

転写無効

